

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十一年度に係る各保健所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百八十四号
地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る各保健所の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十二年五月四日

鳥取県監査委員	松本利治
同	萩原治郎
同	小谷善高
同	上根政幸

監査箇所	執行年月日
鳥取保健所	昭和三十一年一月十一日
浜村 "	一月十四日
郡家 "	"
根雨 "	二月七日
米子 "	二月八日
倉吉 "	二月十一日

昭和三十一年度にかかる県下六保健所の定期監査を執行したのであるが、その結果各所とも努力の跡は認められるけれどもなお県の行政措置如何によつては、業務の滲透を図る余地が認められる。関係当局は改めて現在の組織機構、特に医師等技術職員の充実強化、権限委譲の拡大並びに施設の整備等に再検討を加え、更には市町村その他実施機関に対する法令主旨の徹底を図ると共に協力を得て一層保健所業務の合理的、効率的運営を図らしめるよう考究措置すべきである。

なお共通的事項は概ね次の通りである。

一 行政処分権限の委譲範囲の拡大について
 衛生行政の第一線機関である保健所業務は管内住民に直接間接を問はず接觸する機関であるため機構の簡素化はもとより能率的に処理することが肝要であるが、許認可等の行政処分権限の委譲範囲が狭いので県への進達往復等に手数と時日を要し事務の簡素、能率化を妨げるのみならず業務遂行上住民とのつながりが薄れる憾もあるので、保健所に対する権限委譲と専決拡大につき当局の考究措置が望まれる。

二 医師等職員の充実強化について

各所とも医師等技術職員に不足を生じ業務運営に多大の支障を生じているが、業務の円滑化 能率化を期する上からも早期に補充確保することが先決問題である。殊に技術職員の確保については、給費学生制度の採用等によつて誘致確保することも考えられる。またその他の職員についても前記権限委譲問題と併せ、本庁、出先機関を通じ人事の合理的再配置につき検討の要がある。

三 監視業務の徹底を図るべきである

即ち食品、環境衛生監視並びに薬事監視等行政的監視指導について各所共職員不足のため不徹底に陥り、なかでも監視結果に対する指示、指導等行政的措置を講ずべきものであつてもこれを放置しているものがある。なお従来からの抽象的指導より監視員の整備を図つてしかも衛生教育と併行し科学的指導に重点を移行して業者の自覚と適切な指導を期するよう更に考究措置された。

四 保健婦活動については綿密なる訪問計画のもとに積極的指導を実施すべきである

保健婦活動の主体は結核患者に対する患家訪問であつて逐年訪問計画に工夫をこらし努力を払つてはいるが、根本的には所内クリニック等他の業務に多くの労力を費し、保健婦本来の活動が阻害されているのと他面市町村保健婦設置が財政事情等により容易でなく、ために保健所保健婦の活動範囲が広範となつてはいる実状にかんがみ、内部的に他業務の緩和策を講ずると共に市

町村保健婦設置促進と併せて、積極的計画訪問せしめるよう適切なる措置が必要である。
 五、予防接種の完全実施と接種率の向上に努力された

し不振である。
 衛生思想の普及と防疫体制の確立はもとより市町村に対する予防接種の完全実施に一層の促進助長策を講ずべきである。
 なお伝染病発生に伴う住民の協力並びに医師の措置の励行等についても更に指導の徹底を期された。

予 防 接 種 実 施 状 況

区 分	鳥 取 郡		家 浜 村		倉 吉 米 子		根 雨		計												
	該 当 者	完 了 者	該 当 者	完 了 者	該 当 者	完 了 者	該 当 者	完 了 者	該 当 者	完 了 者											
コフチリ	9,761	7,845	80,377	5,347	4,116	76,907	2,028	1,976	97,407	9,282	7,000	75,437	11,210	8,886	79,207	2,657	1,449	54,507	40,285	31,272	77,622
痘 そ う	10,090	9,158	90,766	4,969	4,124	82,907	1,873	1,852	98,807	9,949	7,159	72,317	12,095	10,129	83,707	2,765	2,443	88,407	41,741	34,865	83,522
百日せき	6,700	4,386	65,466	3,212	1,934	60,207	1,378	1,309	95,007	5,403	1,883	34,817	6,939	4,090	58,907	1,388	275	19,807	25,020	13,857	55,387
腸 パ ラ	118,607	60,326	50,886	60,133	37,308	62,007	23,265	18,966	81,507	112,627	62,424	55,657	153,077	72,592	47,407	33,336	24,568	73,707	500,520	276,184	55,177
計	145,098	81,715	56,317	73,661	47,482	64,407	28,544	24,103	84,447	136,796	78,446	57,347	183,321	95,697	52,207	40,146	28,735	71,577	607,566	356,178	58,622

(註) 本数字(1月より12月まで)は各所で取種めた報告数である

六 経理その他事務処理につき未だ遺憾のものが尠くないので特に所長及び総務課長は、職員管理の面から業務面と事務面との連絡を緊密化し内部けん制組織の強化を図つて事務の適正化につき更に考究善処されたい。なお会計事務につき現行法規に照し現状に即しない点もあるので主管当局及び県会計当局は確固たる指導が必要である。

鳥取保健所 昭和三十二年一月十一日 監査

監査委員 松本利治
同 山本四郎
同 小谷善高

一 結核対策につき努力していることは認められるけれども、一般住民に対する検診率は依然として低調であるので、更に市町村当局及びその他実施機関について強力に督励協調し、検診の普遍的伸張策につき努力するとともに市町村その他実施機関において自主的施行した検診の報告義務の励行につき勧奨し実績はあくに

万善を期されたい。

なお当所の検診施設(レントゲン室)は狭隘で検診能力を減殺しているので拡充整備が必要である。

二 管内伝染病予防接種状況は、福部村の九八%を筆頭に津ノ井村九〇、二五%、旧大成村八九、三七%、旧宇野野村八九、三二%、岩美町八三、二〇%、鳥取市五五、一三%であつて特に市街地の接種が低率である反面発生状況は前年より九名増加し年々増発の傾向にあり特に市街地に散発しているので、予防接種の完全実施の督励はもとより環境、食品監視並びに衛生教育等と密接なる連携を保ち、予防対策に遺憾なきよう一層の努力を望む。

三 簡易水道施設の管理指導が適切である。

このことについては管内簡易水道施設に対し一斉調査を実施し水道施設台帳を作成してその状況をはあくしていることは結構である。

四 母子衛生について

妊産婦、乳幼児の保健指導を重点的に行つて順調な成

績を収めている。

乳幼児の死亡率について最近数年の実績を見ても年々減減しており、昭和二十六年度は六、〇三% (出生に対する比率)を示していたものが昭和三十一年年度には三、七一%に減少している。

五 獣疫及び食品衛生について

獣疫業務を担当している獣医師三名(内一名は課長)の内二名は食品衛生監視員を兼務しているために、いづれも業務が中途半端に陥つてゐる。

本年度と畜検査は一、八三八頭に達し毎日の如く検査を必要とするために他の食品衛生監視業務が不徹底となり、また狂犬病予防注射時期においては、と畜検査が形式的に処理される等職員過少のため業務の万全を期し難い面があるので当局の善処を望む。

なお食品衛生監視員は定員五名のところ現在員二名でこれは前記獣医師が兼務しており大いに手不足を感じるが、監視及び検査の重点的実施並びに消費者の監視業務参加、業者団体の育成協力等食品衛生に遺漏なき

を期せられたる。

浜村保健所 昭和三十二年一月十四日 監査

監査委員 松本利治
同 小谷善高

一 結核予防について

管内の結核検診実績は逐年向上し殊に本年度は断層レントゲンの整備、組織団体の結成等によつてその受診率は前年度三六、一%に対し一四、八%の上昇率を見たことは、一に末端組織活動に俟つ処が大であつてなかも従来不振であつた青谷町の如きは前年度八、八%に対し、本年度は六七、〇%で著しく伸びていたことは好ましい傾向である。今後一層努力されたい。

二 伝染病予防について

管内の予防接種状況は他管内に比較し良好で管内住民の衛生思想が徹底しているものと思はれる。母子愛育指定部落である鹿野町河内部落に赤痢集団発生があり患者九名、保菌者二十四名を出したが、幸い

早期防疫対策を講じ最少限度に喰止め得たことは適切なる防疫指導と町当局の防疫備蓄資材の活用によるものである。今後一層衛生思想の普及と備蓄資材の確保に努め、不断の体制確立と伝染病未然防止に努力を望む。

郡家保健所 昭和三十一年一月十四日監査
監査委員 山本 四郎

一 結核検診について

本年度検診目標二五、〇〇〇人に対し二二、〇〇〇人検診し、計画実施に努めている。しかしながら町村検診率は、四一％(監査当時)で依然として低調である。このうち丹比村、上私都村はモデル町村とし一〇〇％を目途に推進し、他の低位町村に対しては重点的実施せしめる等措置しているが更に法主旨の徹底を図つて計画推進に努力すべきである。

二 町村保健婦の設置勸奨について

現在未設置箇所は郡家、八頭、中私都、佐治の四ヶ町

村であるが保健婦活動の重要性にかんがみ、完全設置せしめるよう行政的指導に配慮されたい。

三 伝染病予防接種の勸奨について

管内の予防接種状況は年々低下している傾向もうかがはれるので努めて計画施行を図るべく町村当局の指導督励に一層努力されたい。

なお町村よりの報告書類につき未提出のところもあり実施状況のはあくが不十分であるので随時確認するよう留意すること。

また三十一年七月佐治村における赤痢の集団発生(四人)は予防措置、殊に患者の早期発見等につき適確を欠いていた面があつたので、これらの予防対策については常に関係機関との連携を図り遺憾なきを期せられたい。

根雨保健所 昭和三十一年二月七日監査

監査委員 山本 四郎
同 小谷 善高

一 食品並びに環境衛生及び薬事監視指導に考究すべきものがある。

即ち監視指導については鋭意努力し、特に無登録並びに無許可営業の一掃を期し、相当件数発見しているがこれに対応した臨機適切な措置対策殊に事後確認指導が不十分であるので、機を失せず適正妥当な方を講ずるよう慎重を期せられたい。

二 ぞ族昆虫駆除対策については衛生教育を通じて組織の育成強化と駆除の徹底を期して指導に努めているが一部町村を除いては未だ末端への滲透が充分でなく、活動状況も低調である。関係機関と緊密に連携いして一層啓蒙指導に努められたい。

また本県観光資源として最も重要な役割を果している国立公園大山の樹水原地区整備計画の実現に伴う同地区の環境衛生対策についても常に実態をはあくして改善指導に万全を期されたい。

三 本年度中に発生した伝染病は赤痢一名(外保菌者三名)日本脳炎二名、ジフテリア三名、腸チブス、パ

ラチブス、流行性脳脊髄膜炎各一名合計一九名でいづれも散発であり前年度と比較すると総数は減少しているが個々の内容を検討するとジフテリアは三名増加し該当町村の予防接種状況はいずれも低調であるので、該当町村を督励し完全実施を推進されたい。

四 当所保健婦は五名で主として町村保健婦の置かれていない地区を担当しているが本年の家庭訪問件数は一、九八九件、訪問率一二、八％(八月末現在)で前年の三、五八七件、訪問率三一、八％に比し著しく低下している。その主なる原因は保健婦の産休或は結核実態調査とりまとめ事務等のためであるが他所と同様

所内業務に追はれて家庭訪問が徹底し難い実情である。特に当所は地勢交通等の隘路があるので管内の実情に即した活動計画のもとに推進にとめられたい。

なお保健婦未設置町村の解消と設置町村における保健婦活動については、更に町村当局に要請すべきである。

五 当所は従来から管内住民からアンケートを徴して業

務の改善運営に努めているが、特に受胎調節についても講演会等参集者を対象として取纏め中であつたが大多数が希望しながら実行者は比較的少ない。一面管内における三十一年の妊娠中絶数は五八三件で漸増の傾向にあるので、前記アンケートをも活用して実情に即した指導計画を樹て一層啓蒙指導に努められたい。

なお特定の階層に対する実地指導員による指導状況についても充分と認め難いので更に積極的な推進を図られたい。

米子保健所 昭和三十三年二月八日監査

監査委員 松本利治
同 上 根政幸

一 結核対策につき本年度はレントゲン室の拡充整備のため保有施設の使用を一時制限したにもかかわらず所外検診に主力を置き、検診目標八四、〇〇人に対し十二月末現在七九%の実施率を挙げ努力しているが、一般住民に対する浸透率はなお低調であるのでこれらの

根本策につき、更に関係市町村と一層緊密連携のものにとり検査を普遍的に伸張する方策を講ずべきである。

二 母子衛生事業の推進については、従来の実績持続に努力しているが妊婦検診率は前年度より若干低下している反面、乳幼児検診は増加を示している状況である。更に保健指導面においては経費等の関係もあつて充分活動し難い面もありなかに経費の一部を地元負担せしめていた実情であつたので、保健所事業の総合的運営により行財政効果に配慮するとともに県においても予算措置につき特に配慮されたい。

三 伝染病予防接種の普及浸透につき更に指導督励が必要である。

本年度における伝染病発生状況は前年度に比較し赤痢は低減しているが、反面日本脳炎、猩紅熱等の発生が増加しているため、これが予防対策の確立を図るとともに予防接種の励行につき更に積極的指導が肝要である。

四 食品営業の衛生監視を更に徹底すべきである。

即ちこれらの業務は広汎且つ複雑である上、人的、予算的制限をうけ困難な面は察知されるが総合計画を樹立し一層効率的運営を期すべきである。

殊に食品製造業者等に対する監視業務は低調でありしかも監視結果に対する措置対策についても不十分のものがあつたので指導監督を一層励行すべきである。

倉吉保健所 昭和三十三年二月十一日監査

監査委員 松本利治
同 荻原治郎
同 小谷善高
同 上根政幸

一 当所のA級昇格に伴う人的整備特に技術職員の充実は依然として考慮が払われていない。

即ち三名の医師定員に対し僅か一名で嘱託医師によりかろうじて運営しており、歯科医師、薬剤師、環境並びに食品衛生監視員(各一)保健婦等夫々一名定員に不足しており、技術職員の不足を事務職員をもつて補

足していることは適切でないで根本的には正すべきである。

二 業務計画の推進に当つては、各業務間の連絡調整につとめ総合的、効率的に執行すべきである。

本件については毎回強く指摘しているにもかかわらず改善の跡が見えないことは甚だ遺憾である。殊に事務と業務との相互連けいに円滑を欠いている面が多分にあるので、これら所内調整に対する職員の指導監督、内部統制の強化については即時是正改善を加え、保健行政の効率的運営を図るよう真摯に検討留意すべきである。

三 傳染病予防並びに防疫対策を総合的に推進し末端に浸透するよう配慮すべきである。

本年度における傳染病は前年度に比較し總体的に減少しているが、赤痢一名、ジフテリア一四名夫々増加している。

特に赤痢の集団発生状況を検討すると住民の協力と、医師の迅速なる措置に適切を欠いていたこと。

